

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年12月26日

【四半期会計期間】 第122期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社滋賀銀行

【英訳名】 THE SHIGA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 大道良夫

【本店の所在の場所】 滋賀県大津市浜町1番38号

【電話番号】 077(524)2141(代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部主計室長 今井信一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号
株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所

【電話番号】 03(3661)1186(代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部東京事務所長 安藤泰己

【縦覧に供する場所】 株式会社滋賀銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地)

株式会社滋賀銀行東京支店
(東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のために備えるものであります。

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年8月13日に提出いたしました第122期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

3 【財政状態及び経営成績の分析】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

3 【財政状態及び経営成績の分析】

（訂正前）

（1）業績の状況

（中略）

また、事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。なお、以下に記載の金額は内部取引相殺前の金額であり、課税取引については消費税及び地方消費税を含んでおりません。

銀行業では、経常収益が22,456百万円、経常費用は19,281百万円、経常利益は3,174百万円となりました。

リース・投資事業では、経常収益が2,309百万円、経常費用は2,055百万円、経常利益は253百万円となりました。

クレジットカード事業では、経常収益は546百万円、経常費用は492百万円、経常利益は53百万円となりました。

事務代行業では、経常収益は394百万円、経常費用は347百万円、経常利益は47百万円となりました。

信用保証事業(当行の住宅ローン等の保証業務)では、経常収益は175百万円、経常費用は54百万円、経常利益は120百万円となりました。

その他の事業では、経常収益は166百万円、経常費用は150百万円、経常利益は16百万円となりました。

（以下省略）

（訂正後）

（1）業績の状況

（中略）

また、事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。なお、以下に記載の金額は各セグメント間の内部取引相殺前の金額であり、課税取引については消費税及び地方消費税を含んでおりません。

銀行業では、經常収益が22,439百万円、經常費用は19,264百万円、經常利益は3,174百万円となりました。

リース・投資事業では、經常収益が2,309百万円、經常費用は2,055百万円、經常利益は253百万円となりました。

クレジットカード事業では、經常収益は545百万円、經常費用は486百万円、經常利益は59百万円となりました。

事務代行業では、經常収益は379百万円、經常費用は345百万円、經常利益は34百万円となりました。

信用保証事業(当行の住宅ローン等の保証業務)では、經常収益は175百万円、經常費用は46百万円、經常利益は128百万円となりました。

その他の事業では、經常収益は160百万円、經常費用は146百万円、經常利益は13百万円となりました。

(以下省略)